

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部改正について

1 規則の改正理由

国の管理する一般国道において、平成22年4月1日から電線類の地中化に伴う占用料の減免措置が拡充されることにかんがみ、県の管理する一般国道及び県道についても同様の措置を講ずる。

2 規則の概要

(1) 道路において地中に設ける電線類等のための占用料について、鳥取県道路占用料徴収条例に基づく減額後の額を同条例で定める占用料の額の9分の1（現行 6分の1）の額とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。